

## 改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について

平成 22 年 2 月 10 日

資源エネルギー庁省エネルギー対策課

### 1. 問題意識

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

こうした状況を踏まえ、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門における省エネルギー対策を強化するため、平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正されました(施行日は平成 22 年 4 月 1 日。平成 21 年度におけるエネルギー使用量の計測・記録が必要)。これまで一定規模以上の大規模な工場・事業場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位(企業単位)のエネルギー管理が義務づけられることとなり、地方公共団体においても企業と同様に、地方公共団体全体のエネルギー管理を行うこととなります。

しかし、地方公共団体が行っている事業の中には、地方公営企業法等といった法令に基づき首長以外の者が地方公共団体の資産管理等を行っている事業があり、首長自身ではエネルギー管理をまとめて実施することが困難な場合があるため、そういった場合を考慮し、省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲を以下のとおり定めることといたします。

### 2. 地方公共団体のエネルギー管理の範囲

地方公共団体において設置しているすべての工場・事業場のエネルギー使用量を合算した値をもって省エネ法に規定する特定事業者の指定の可否を判断することになるが、地方公共団体において設置している一部の工場・事業場の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として捉えることとする。

具体例：

#### (1) 地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行う必要がある事業等

【地方公営企業】地方公営企業法第 33 条により、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は地方公営企業の管理者が行うこととなっているため、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、地方公営企業がエネルギー管理を行

うこととする。(管理者が設置されていない場合には知事部局等が地方公営企業を含めてエネルギー管理を行うこととする。また、2以上の事業に管理者1人を置いている場合において、資産の取得、管理及び処分が一体的になされている場合は、当該事業をまとめてエネルギー管理を行うこととする。)

**【警察組織】**知事は都道府県警察の運営に関する指揮監督権を有しておらず、都道府県警察は、警視總監及び道府県警察本部長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、警察組織については、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、都道府県警察がエネルギー管理を行うこととする。

**【学校等】**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理を教育委員会が行うこととなっていることに鑑み、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、教育委員会が学校その他の教育機関の用に供する財産のエネルギー管理を行うこととする。

**【組合】**地方自治法第1条の3において、特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合(一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合)、財産区及び地方開発事業団とされているが、地方自治法第2条第1項により地方公共団体は法人とするとされていることから、組合は、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行うこととする。

**【収用委員会】**土地収用法第51条の第1項及び第2項に基づき、都道府県知事の所轄の下に置かれ、独立してその職権を行っている。ここで言う「所轄」は、管理、統括、監督よりも弱い所属の関係を示すものであって、知事は収用委員会の運営に関する指揮監督権を有していないことから、収用委員会は、会長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、収用委員会がエネルギー管理を行うこととする。

## (2) 地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行う必要がある事業等

**【消防組織】**消防組織法第7条により、消防は市町村長が管理することとされているとともに、地方自治法第149条第6号により、地方公共団体の財産の管理は地方公共団体の長が行うこととなっているため、地方公共団体における知事部局等が消防組織のエネルギー管理を行うこととする。

**【指定管理者】**地方自治法第244条の2第3項において、普通地方公共団体は、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされているが、資産について、取得及び処分等を、指定管理者が行うという法律上の規定はないため、当該公の施設を設置した地方公共団体における知事部局等が省エネ法上のエネルギー管理を行うこととする。

**【選挙管理委員会】**地方自治法第181条第1項において、普通地方公共団体に選挙管理委員会を置くこととされているが、選挙管理委員会の資産について、取得、管理及び処分等を選挙管理委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会】**  
地方公務員法第7条第1項、第2項、第3項に基づき、各地方公共団体に人事委員会もしくは公平委員会が設置され、委員の選定は地方公共団体の権限によって行われる。人事委員会等の資産について、取得、管理及び処分等を人事委員会等が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【監査委員】**地方自治法第195条第1項において、普通地方公共団体に監査委員を置くこととされているが、監査委員の資産について、取得、管理及び処分等を監査委員が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【海区漁業調整委員会】**漁業法第82条の第1項及び第2項に基づき、海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に属している。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【内水面漁場管理委員会】**漁業法第130条の第1項及び第2項に基づき、内水面漁場管理委員会は都道府県に置かれ、都道府県知事の監督に属する。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【農業委員会】**農業委員会等に関する法律第3条の第1項及び第2項に基づき、農業委員会は市町村に置かれ、委員の選定は公職選挙法に基づいて行われる。農業委員会を複数設置、複数の場合の区域変更、農業委員会の廃止は市町村長の権限で行われる（農地面積が著しく小さい場合は農業委員会を置く必要が無い）。農業委員会の資産について、取得、管理及び処分等を農業委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【固定資産評価審査委員会】**地方税法第423条の第1項、第2項及び第3項に基づき、固定資産評価審査委員会は市町村に置かれ、委員の選定は市町村長の権限で行われる。固定資産評価審査委員会の資産について、取得、管理及び処分等を固定資産評価審査委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

### (3) 特別区等

特別区については、地方自治法第二条において、法人格を有すると規定されているため、特別区がエネルギー管理を行うこととする。

また、政令指定都市における区は法人格を有しないため、区ではなく、市がエネルギー管理を行うこととする。

### (4) その他、事業形態による取り扱い

**【事務の委託】**他の普通地方公共団体等に事務を委託する場合において、委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関に適用される（地方自治法：252条の16）ことから、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関が、自らの事業に加え、受託した事業のエネルギー管理を行うこととする。

**【PFI (Private Finance Initiative)】**官民事業契約により事業実施内容（所有権、維持管理方法等）が異なるため、事業ごとにみて、財産・施設等の設置・更新権限がある側がエネルギー管理を行うこととする。

## 参照条文

### 地方公営企業法

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。（後略）

第8条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りではない。

- 一 予算を調製すること。
- 二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- 三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- 四 地方自治法第14条第3項並びに第228条第2項及び第3項に規定する過料を科すること。

第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

- 2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。
- 3 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

### 警察法

第38条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

- 2 都道府県公安委員会は、都、道、府及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定により指定する市（以下「指定市」という。）を包括する県（以下「指定県」という。）にあつては五人の委員、指定県以外の県にあつては三人の委員をもつて組織する。
- 3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

第44条 都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。

第48条 都警察に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

- 2 警視總監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。  
（中略）
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

第 28 条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

- 2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。
- 3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

## 消防組織法

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第 8 条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

第 26 条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

第 27 条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

- 2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

第 28 条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

第 31 条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

## 地方自治法

第 1 条の 3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

- 2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
- 3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。

第2条 地方公共団体は、法人とする。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

第244条の2

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第252条の16 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

## 地方自治法

### 第四款 選挙管理委員会

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

第186条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

- 2 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

- 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

## 地方公務員法

### (人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

### (公平委員会の権限の特例等)

第9条 公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、第8条第2項各号に掲げる事務のほか、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができる。

### (人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

### (人事委員会及び公平委員会の事務局又は事務職員)

第12条 人事委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置く。

2 人事委員会は、第9条の2第9項の規定にかかわらず、委員に事務局長の職を兼ねさせることができる。

3 事務局長は、人事委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。

4 第7条第2項の規定により人事委員会を置く地方公共団体は、第1項の規定にかかわらず、事務局を置かないで事務職員を置くことができる。

5 公平委員会に、事務職員を置く。

6 競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置くことができる。

7 第1項及び第4項又は前2項の事務職員は、人事委員会又は公平委員会がそれぞれ任免する。

8 第1項の事務局の組織は、人事委員会が定める。

9 第1項及び第4項から第6項までの事務職員の定数は、条例で定める。

10 第2項及び第3項の規定は第6項の事務局長について、第8項の規定は第6項の事務局について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「人事委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、第8項中「第1項の事務局」とあるのは「第6項の事務局」と、「人事委員会」とある

のは「競争試験等を行う公平委員会」と読み替えるものとする。

## 地方自治法

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。

## 労働組合法

第 19 条の 12 都道府県知事の所轄の下に、都道府県労働委員会を置く。

## 土地収用法

第 51 条 この法律に基く権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、収用委員会を設置する。

- 2 収用委員会は、独立してその職権を行う。

## 漁業法

第 82 条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

- 2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は其の設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

第 130 条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

## 農業委員会等に関する法律

（設置）

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（所掌事務）

第 6 条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

- 2 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。
- 一 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項
- 二 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項
- 三 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- 四 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- 五 農業及び農民に関する情報提供

## 農地法

(農事委員会への通知)

第35条 農林水産大臣は、第33条又は前条の規定により国が農地又は採草放牧地を取得したときは、農業委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(買収した土地、立木等の管理)

第78条 国が第9条第1項若しくは第2項、第14条第1項(第15条第2項、第15条の3第10項及び第16条第2項で準用する場合を含む。)、第15条第1項、第15条の3第1項若しくは第2項、第44条第1項、第56条第1項、第59条第1項若しくは第72条第1項の規定により買収し、第16条第1項の規定に基づく申出により買収し、第33条第1項若しくは第34条第1項の規定に基づく申出により買い取り、第55条第3項(第58条第2項、第59条第5項及び第72条第4項で準用する場合を含む。)若しくは第58条第1項の規定に基づく請求により買収し、又は第74条の2第1項の条件に基づき返還を受けた土地、立木、工作物及び権利、公有水面埋立法により農林水産大臣が造成した埋立地並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、所管換又は所属替を受けたものは、農林水産大臣が管理する。

2 前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

## 農地法施行令

(買収した土地等についての国有財産台帳等)

第十五条の三 法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利についての国有財産台帳及び貸付簿は、土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成するものとする。

2 農業委員会は、法第七十八条第一項の土地、立木、工作物又は権利で開拓財産以外のものについて、国有財産整理簿を土地、立木、工作物及び権利ごとに区分して作成するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の国有財産台帳及び貸付簿並びに前項の国有財産整理簿の記載事項その他これらの作成に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

## 地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第四百二十三条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。